

4月24日執行福生市議会議員選挙立候補予定者説明会のお知らせ

日時 2月8日(火)午後2時
場所 市民会館・公民館第4・第5集会室※会場の都合により説明会への出席は、立候補予定者1名につき3名までとさせていただきます。

声の市議会だよりのお知らせ

市では、市民ボランティア団体と協働で視覚障害者(1・2級)の方に「声の市議会だより」(デージー方式のCD版)をお届けしています。

※デージー(DAISY)とは デジタル録音図書の国際標準で、聴きたいところをページや見出しですぐに検索できるなど、情報検索性に優れています。

専用の再生機が必要となりますが、利用対象者は日常生活用具として給付を受けられます(利用者一割負担)。

「福生市家具転倒防止器具支給事業」受付終了のお知らせ

「福生市家具転倒防止器具支給事業」において、先着順で希望する世帯に対し、家具転倒防止器具の無料支給及び取付支援を行なっていました。

付は終了しました。来年度も同事業を実施する予定です。
防炎製品を使用しましょう!
防炎製品は、小さな火に接しても着火しにくく燃え広がるのを防ぎます。

安全安心まちづくり

平成22年の犯罪発生状況が福生警察署により公表されました(下表)。

昨年と比較して、空き巣狙いが1件増加、ひったくりが2件減少と、発生件数に大きな変化はありません。

平成22年(1月~12月)の犯罪発生状況
平成22年(1月~12月)の犯罪発生状況

平成22年の犯罪発生状況が福生警察署により公表されました(下表)。

昨年と比較して、空き巣狙いが1件増加、ひったくりが2件減少と、発生件数に大きな変化はありません。

平成22年の犯罪発生状況が福生警察署により公表されました(下表)。

昨年と比較して、空き巣狙いが1件増加、ひったくりが2件減少と、発生件数に大きな変化はありません。

平成22年の犯罪発生状況が福生警察署により公表されました(下表)。

大きく減少するように、自分は大丈夫と油断することなく、被害にあわないように十分注意しましょう。
また、犯罪者は人の目を嫌い、防犯意識の高い地域は狙いません。

市内の地区別空き巣・ひったくり発生状況 (平成22年1月から12月末まで)
Table with 6 columns: 地区, 面積(km2), 空き巣狙い, 前年未比, ひったくり, 前年未比

交通災害共済に加入しましょう

平成23年度の交通災害共済の受付を開始します。出張受付の日程は広報ふっさ1月15日号3面に掲載していますのでご覧ください。

東京都の全市町村が共同で運営する「ちょこっと共済」は、住民の皆さんが会費を出し合い、交通

Table with 3 columns: 等級, 交通災害の程度, 見舞金 (Aコース, Bコース)

事故にあったとき、見舞金を受けられる助け合いの制度です。選べる2コース制です。

会費は大人も子どもも同額で、Aコース1,000円、Bコース500円です。

なお、4月1日現在、小・中学生の方(平成8年4月2日~17年4月1日までに生まれた方)は、市が公費でBコースに加入します。

共済期間は平成23年4月1日から平成24年3月31日(ただし、年度途中の加入の場合、加入日の翌日から平成24年3月31日まで)です。

問合せ 総合窓口課 ☎551・1596

平成23年(2011年)7月24日にアナログテレビ放送は終了します。お早めに地デジへの移行をお願いします。

◆アナログテレビ受信障害対策共聴施設をご利用の方へ

地上デジタル放送に移行すると多くの地域で、受信状態が改善する見込みです。

施設が廃止される場合には、個別にアンテナを設置するか、ケーブルテレビなどに加入する必要があります。

デジタル放送移行後も受信障害が継続する場合は、共聴施設のデジタル化改修を行なう必要があります。

◆地上デジタル放送視聴のための低所得世帯への支援

総務省では、経済的な理由で地上デジタル放送をまだ視聴できない低所得世帯へ、支援を行なっています。

対象①生活保護世帯などでNHK放送受信料が全額免除の世帯

②市民税非課税世帯

対象世帯には、地上デジタル放送対応の簡易なチューナー(1台)の無償給付などを行なっています。

支援の内容、申込み方法等は、対象世帯によって異なります。詳しくは、総務省地デジチューナー支援実施センター(下記)へお問い合わせください。

問合せ【放送受信料全額免除世帯への支援】☎0570・033840

【市町村市民税非課税世帯への支援】☎0570・023724

※ともに平日午前9時~午後9時、土・日・祝日は午前9時~午後6時まで。

●●年金だより●●

・年金にかかる税金について

老齢年金は、所得税法のうえで雑所得とみなされ、所得税の対象となります。

65歳未満の方でその年の年金額が108万円以上の方、65歳以上の方で158万円以上の方は、原則、所得税がかかります。

年金に課税される所得税は、各支払月に支払われる額から源泉徴収されます。

日本年金機構では、老齢年金を受給されている方へ1月下旬に前年分の「源泉徴収票」をお送りしました。

また、亡くなられた方の源泉徴収票(準確定申告用)は、死亡届を提出された約2か月後にご遺族の方へお送りしています。

問合せ ねんきんダイヤル ☎0570・05・1165

・付加保険料(月額400円)を納めて年金を増やす!

第1号被保険者・任意加入被保険者

の方は、希望により加入できます。月々の定額保険料に付加保険料(月額400円)を合わせて納めると、老齢基礎年金に付加年金を上乗せして受け取ることができます。

付加年金(年金受け取り額)の計算式
200円×付加保険料納付月数

(例) 付加保険料を10年間納めた場合
400円×10年(120月)=48,000円
↓1年間に受け取る付加年金額
200円×10年(120月)
=24,000円(年額)

※2年間受け取ると、納めた保険料と同額になり、その後はお得です。

<留意事項>

◎付加保険料の納付を希望される方は、届出が必要です。

◎届出された月の分から納付ができます。

◎国民年金基金に加入中の方は申込みができません。

◎第3号被保険者の方は申込みができません。

問合せ 保険年金課 保険年金係 ☎551・1670